

舊事紀の成立に就いて

河野國雄

一 記紀及び舊事紀の尊重

古事記・日本書紀は我が國古典の中で最も重要な意義を持つものとして、神典なる敬稱のもとに其の價値の重要性を認められて居る。

古事記は日本書紀と共に、神代・上代の史實・思想・祭祀・政治等を研究する上に不可欠の古典である。本居宣長が賀茂真淵と松坂の一夜の會見に於いて、古事記の眞價が強調せられ、古事記傳の編纂によつて其の價値が喧傳せられるや、國學者一派から此等の研究が急激に發展し、今日の學界に於いて愈々隆んなものがある。古事記の成立、或は其の序文等に關して尙疑問視せられて居る點もない譯ではないが、最近は日本文學報國會及び奈

良縣古事記纂錄功臣顯彰會の共同主催のもとに東京帝國大學に於いて、古事記展覽會が開催せられ、關係出品點數は總計三百餘種に昇る古寫本・板本・著名學者の著書、及びその書入本等は、古事記が如何に廣く研究され、近世史學界に於ける花々しい中心となつて居たか、又居るかを知るに充分である。現在著名な古寫本に、古事記は眞福寺本・吉田家本・御巫家本が保存せられ、今日は古典保存會其他から寫眞版を以て、古寫本の儘を影寫され、研究の便宜が圖られる等、古事記に關する研究は各方面から熱心な努力と時間とを費して、更に進められつゝある。

日本書紀は古事記と共に、現在この研究は他の古典を遙かに抜いて盛んなものがあるが、少くとも國學者の輩

出前に於いては、奈良時代に日本書紀が編纂されて以來、國史を通じて第一に貴重の國書であつた。最近「上代に於ける日本書紀研究」の太田昌二郎氏を始め、平安時代の私記の研究が屢々發表せられ、「中世に於ける日本書紀の研究」の中村光氏の論文等に於いて、奈良時代以後平安・鎌倉・吉野・室町・安土桃山・江戸初期に至る間、日本書紀の權威は確かに承認せられるところである。更に慶長勅版の日本書紀神代卷・谷川士清・鈴木重胤等の尨大な、しかも詳細を極めた註釋研究、最近は宮地直一博士の解説をもつて古典保存會から出版された寫眞版の京都北野神社所藏古寫本等、記紀共に、其の研究は非常に隆んなものと云はねばならぬ。

舊事紀は多田義俊の舊事紀僞書明證考（別名を舊事紀僞撰考とも言ふ）一卷が享保十六年著述せられて公にされる迄は、記紀と共に尊重せられ、或はより以上に貴重視されて一部の學者から取扱はれて居た。卜部兼方の釋日本紀に於ける舊事紀の見方は、これ以後長い間古事紀に代つて神道史上相當重要な位置を占める一原因となり、

伊勢神道に於ける教義要素として、吉野時代には慈遍僧正の舊事本紀玄義や、豐葦原神風和記、或は北畠親房の神皇正統記の神代の記述に、勤皇精神の宣揚並にその一要素となつてゐた。更に下つて吉田神道の教典唯一神道名法要集には、

問、三部本書者何哉。答、先代舊事本紀聖德太子撰

古事記太朝臣安之撰 日本紀一品舍人親王奉勅撰 是云三部本書。

とあるが、吉田家の中興兼俱の著と見られるこの書に、斯くの如く主張されて、爾來神道家始め、一般有識者からも、日本書紀に次いで大切な國書として、秘書として、殊に吉田家を背景とする吉田神道に於いては、一般に著しい重要性を有して居た。

林羅山は理當心地神道を創唱し、その著書神道祕傳折中俗解の卷頭に、

三部本書

舊事紀十卷 聖德太子蘇我馬子兩人撰

古事記三卷 太安麻呂撰

日本紀三十卷 舍人親王 自神代至持統

右ノ三部ハ神代ヨリ人皇ヲカケテ記セリ、日本紀ハ第三番目ニ出タリト云ヘトモ此書ヲ善トス、舊事紀古事記ヲモ考見コトハアル也

として、その價值を讃へ、山崎闇齋の垂加神道も亦同様であつた。吉田神道の分派吉川惟足の神道に於いても、「三部本書事」として、吉田・垂加神道同様、舊事紀を大切に居る。けれども多田義俊により偽書の極印を押されて以後、吉見幸和の神道五部書說辨十二卷による神道五部書の偽書が明瞭にされたことと共に、學者が漸く此等の書物を敬遠し、更に諸神道を中世的俗神道として、従來の信仰的態度から批判的態度に改めるに及んで、國學者の鋭い科學的考證史觀は、記紀と俱にあつた舊事紀を引離して、神典としての古典から俗書として葬り去らうとした。斯かる傾向の結果、舊事紀が明治時代から大正を経て、昭和の今日の學界に於いて尙、記紀に比較するに餘りに研究が餘所々々しくされてゐるのである。

一般美術や、彫刻類の如く其の眞偽鑑別が勢ひ、そのもの、價值を著しく左右するなら兎も角、舊事紀は記紀

と俱に我が國思想史上極めて重要な位置を保つて居たとを認めるならば、今日の舊事紀研究が尙初歩の域を脱して居らないことを知るであらう。齋部廣成の著した古語拾遺に關する研究に比較しても、遙かに劣つて居る。

古語拾遺は最近の研究でも中島悅次氏・溝口駒造氏等の註釋を兼ねた研究、津田左右吉氏の史學雜誌に於ける論文、本邦史學史論叢上卷の山本信哉博士、或は國學院雜誌の古語拾遺記念號がある。寫眞複製には前田家本・吉田家本が公刊されて、この研究は記紀に次いで盛んである。

舊事紀が平安時代早くも偽撰された私書であつたにしても、序文を除いて本文十卷を繙いたならば、決して蔑視すべからざることには識者の齊しく説くところである。

寧ろ、十卷の各卷とも良く洗練された文章で、その組織・内容は、我等をして感服せしめるものである。平安時代の初期末に、このやうな近代風の篇目の使用、記述、組織を以て撰述し、しかも比較的少い外來宗教の影響に止まる大文章には、寧ろ敬意をさへ持つものである。

斯かる意義を有する舊事紀の成立、所謂偽作年代に關して、先輩諸大家の貴重な研究が發表せられて居るが、しかしながら舊事紀を主題とした、その成立傳承に關する論文を見ない。私は舊事紀研究の私の手始めとして、舊事紀成立、即ち著述年代に検討を加へてみる次第である。

註① 植松茂氏の國民精神文化に寄稿された「卜部家に於ける古事記の傳來」、及び「伊勢に於ける古事記の傳來」

② 太田氏論文は本邦史學史論叢上卷に、宇佐神正康氏は國語國文六ノ二「日本書紀研究史雜考」、關晃氏は史學雜誌五三ノ一二に、上代に於ける「日本書紀讀の研究」。

③ 本邦史學史論叢下卷。

④ 津田博士は史學雜誌三六ノ九—一二に「古語拾遺の研究」、山本博士は本邦史學史論叢の上卷に「古語拾遺の史的價值と其の後世に及ぼせる影響」。

二 釋日本紀に就いて

釋日本紀は卜部懷賢(兼方)の撰になる日本書紀の註釋書で、奈良時代以後平安時代の書紀講述及び訓詁を集成したもので、書紀研究史上重要な位置を占めるものである。

ある。釋日本紀は懷賢の著述とは言ふものゝ著作年代不明にして、現存する古寫本中最古のものと言はれる正安三年奥書の前田家本から考へるに、安藤正次氏は文永十一年と建治元年との間に作られ、其の後少しく改削されて居ると云ふ點を考慮に入れ、建治元年よりも稍後の成立説を唱へた^①。坂本太郎博士は文永十一年より正安三年迄の間とせられ、新村出博士は文永弘安年代の成立、蓮田義明氏は先の安藤説を批判論證されて、後宇多天皇御即位頃より以後、伏見天皇の正應年間の頃と推定された^②。以上四氏の研究を検討するに、何れも十年前後の相違はあるが、大體に新村博士説の文永弘安年代と考へれば、大した相違はあるまい。

此の釋日本紀には、奈良時代から平安時代にかけて朝廷に行はれた書紀講書に關する私記を始め、今日殘存しない幾多古書の一部を收載して居るが、而して此等の引用された古典は卷一、自卷五——至卷十六に多い。此等の古典の中に、舊事紀の引用例が多數見出される。舊事紀は舊事本紀とも先代舊事本紀とも稱されて、引用箇所

は總計三五箇所に及び、引用されて居る卷は卷一、自卷五——至卷十五、卷二三、卷二四で、卷五より卷十五は各卷に引用されて居る。

釋日本紀を通じて、上代の書紀講書研究に重要資料を提出する私記の中に、公望私記・延喜公望私記として見える矢田部公望の私記、即ち卷八の「湯津杜木」の註解に、

公望私記云。案。先代舊事本紀第三云々。居於天稚彦門之湯津楓木之杪云々。

とあり、公望私記に、先代舊事本紀即ち舊事紀が引用されて居るのは、公望の時代、已に舊事紀の流布した事實を認め得るのである。

右の文は舊事紀の卷三、天神本紀の一節、天照大神が出雲御平定をなし給ふ說話の一節である。この舊事紀卷三の文句を引いた公望私記は、一體何時の講書の私記か、

養老講筵

從四位下太朝臣安麻呂

弘仁講筵

散位從五位下多朝臣人長

承和講筵

散位正六位上菅野亮平

元慶講筵

從五位下助教善淵朝臣愛成

延喜講筵

從五位下大學頭藤原朝臣春海

承平講筵

從五位下行紀伊權介矢田部公望

康保講筵

攝津守橘仲遠

現在明かにされて居る書紀講書は、右七回の講書で、

これに關する記録は弘仁私記序・竟宴歌・西宮記・貞信公記・類聚符宣抄・日本後紀、及び釋日本紀に散見して居る。公望は元慶・延喜・承平の三講書に涉つて在世し、

延喜講書には紀傳學生の資格で尙復として列席し、三年後の承平講書の際には、「從五位下行紀伊權介」に昇進して、公望が講師の役を勤めた。公望はこれより十八

年後の天曆八年、尙存命して居たことが西宮記の「十二月荷前事」の裏書に記されて居る。公望はこのやうな經歷をもつた人物だが、釋日本紀に引かれた公望私記は何

時の書紀講書のものか。釋日本紀には公望私記・延喜公望私記を合せて、三十箇所引用して居る。公望私記と延喜公望私記と同一のものであるならば、公望私記は延喜

四年八月より同六年十月に互つて開催された延喜講書の

ものに他ならない。斯かる前提によれば、釋日本紀の卷八の「湯津杜木」の註の公望私記に見える舊事紀は、延喜講習の頃已に流布して居たものと云はれる譯である。公望私記と延喜公望私記とは同一か否かは決定し難いものとしても、公望私記は宇佐神・太田・關三氏の研究を綜合して、下つても延喜講書(溯るなら元慶講書)の際の筆記となし、此の私記講書終了後幾分筆を加へられて完成したものと見るのが妥當であらう。それ故に公望私記を以て、舊事紀は延喜年間、已に社會の一部に流布して、古典として尊重せられて居たと見て間違ひない。

釋日本紀の各卷には私記が多數引用挿入され、總數百箇所を超過する程にのほるが、此等の私記は、各回の講師諸博士の私記が含まれて居ると考へられ、全部同一の私記ではなく、尙此等私記を分類、年代を決定するのは至難である。釋日本紀の卷七、「紀伊國所生日前神也」の註、私記の一節に、

又問。如_二先答_一者。日神之像一向可_レ如_レ矛。而又此紀一書文。使_二天櫛戶造_レ鏡。是即伊勢崇祕之大神

舊事紀の成立に就いて

也。先代舊事本紀云。圖_二造日像之鏡。即是伊勢崇祕之大神也。所謂八咫鏡。亦名_二眞經津鏡。是也。……………答。重難叶_レ理。短慮爭_レ先。但案_二舊事本紀_一云々。

と。舊事紀を引載する私記があり、更に同卷七、「稚日女尊」の條の私記にも見えて居る。

釋日本紀の卷一、「開題」に於いて、

問。撰_レ修此書之時。以_二何書_一爲_レ本哉。

答。師說。或云。以_二古事記_一爲_レ本。或云。以_二先代舊事本紀_一爲_レ本。但以_二古事記_一爲_レ本者。多有_二相違之文_一。古事記者只以_二立意_一爲_レ宗。不_レ勞_二文句之辨_一。仍撰修之間頗有_二改易_一云々。而今見_二此書_一所載鹿文者。全是舊事本紀之文也。注文一書云之處。多引_二古事記之文_一。況舊事本紀者。上宮太子全依_二經史之例_一。能勞_二文筆之辨_一。或神名用_レ訓之處。更不_レ交_レ音。或嶋名用_レ音之處。亦不_レ交_レ訓。國常立尊。股馭盧嶋。是其一端也。此書辨已同_二彼書_一。其所_レ載多引_二彼文_一。然則以_二先代舊事本紀_一爲_レ本所_レ撰也。

自餘閭門假借之書。雖有_レ其數。皆稱_二一書置_一於注_一。

問。考_レ讀此書。將_レ以_二何書備_一其調度_上載。

答。師說。先代舊事本紀。上宮記。古事記。大倭本紀。假名日本紀等是也。

「撰_レ修此書」の質問に對し、講師は答へるに、古事記と舊事紀とに比較検討を加へて、古事記の記述は其の中に舊事紀の記述の引用多く、更に舊事紀の記述は古文にして、古事記は、以_レ先代舊事本紀_二爲_一本所_レ撰也」と結論した。次に講師は書紀研究の便宜の書物に、舊事紀を第一位に挙げ、古事記は上宮記の次位にして、總じて舊事紀第一位、古事記第三位に置いて居る。此のやうな舊事紀尊重の傾向は平安末期から中世の學界に相當共通性が見受けられ、殊に伊勢神道・吉田神道關係に著しいものがある。

此の釋日本紀の「開題」に引載された私記は何時の書紀講書のものか。當私記は新訂増補國史大系第八卷に收められた日本書紀私記の所謂丁本の一節を拔萃したもので

ある。黑板博士は此の私記を「承平六年私記の零本」と推定された。丁本が承平講書の私記とするならば、先の舊事紀の見方は、承平の當時已に舊事紀の古典としての信用と普及とが相當な範圍に行はれて居て、承平の書紀講書で此の問題が古事記との比較論の形に於いて質疑され、舊事紀は古事記よりは一層古いものとの判断が下されたのである。承平講書は延喜講書より三十三年後、前回の延喜講書に已に問題となつて居たらしく、先の引用私記に、「師記。先師之說云々」とあるのは、これに關聯しての言葉か。

- 註① 世界聖典全集の日本書紀神代卷解説、及び古典と古語の「古典研究史上に於ける日本書紀」
- ② 日本文學辭典の釋日本紀解題。
- ③ 國學院雜誌四六ノ二「釋紀雜感」
- ④ 昭和十二年六月號の「釋日本紀撰述年考」
- ⑤ 國語國文六ノ二字佐神正庚氏「日本書紀研究雜考」

三 年中行事秘抄と長寛勘文

釋日本紀よりやゝ古く溯る書物の年中行事秘抄に「舊

事紀が使用されて居る。年中行事祕抄は著者、及び著作年月も不明であるが、櫻井秀博士は「平安季世までの例だけしか見えて居らぬところを考へると、鎌倉初世に出来たものかとも想はれ(新校群書類従の解題)」と、研究して居る。

即ち正月の「晦日神祇官供御購物」事、四月の「上卯日太神宮祭事」、同月の「松尾祭事」、九月の「十二日有後齋」の條に、「舊事紀云」、若は「先代舊事本紀云」として見えて居る。

伊勢神宮と熊野權現と祭神の同體なりや、否やの問題を取上げて居る長寛勘文を見ると、矢張り「先代舊事本紀曰」・「舊事本紀曰」・「先代舊事天孫本紀云」などと、數箇條の文句を、日本書紀・古語拾遺などと共に引用して居る。

先に挙げた丁本日本書紀私記の舊事紀を以て本朝史書の最初とする承平講書の博士(講師)説は、長寛勘文が編纂された頃には、學界一般の定説となつて居たものと思はれる。長寛勘文には舊事紀が推古天皇以前の問題を取

扱ふ場合に、こゝでは證據として引合に出されて居る。

即ち此の勘文に關聯して發生した伊勢神宮・熊野權現と同體となすべきか、否かの問題に、刑部卿藤原範兼・掃部頭兼大外記博士越前守中原師光・式部大輔藤原永範・鎮守府將軍文章博士藤原長光・太政大臣藤原伊通・助教清原頼業等、此の時代の代表的人物にして、しかも學才に秀でた公卿等が、舊事紀に信據を置いて問題を解結しようとして居る。長寛勘文は云ふ迄もなく、平氏一門の隆盛を極めた二條天皇の御代に編輯されて居る。それ故に平安末期の當時は、舊事紀は古事記に先だつ古典として、學界の常識となつて居たのである。

四 惟宗氏の著述

惟宗允亮の著述の代表的文獻として、政事要略がある。

允亮には此の他に類聚判集・類聚律令刑官問答私記、及び彼の日記即ち宗河記がある。類聚判集、類聚律令刑官問答私記は本朝書籍目録に見えて居るだけで、今は亡佚して見ることが出来ぬ。宗河記は西宮記・清瀨限抄に、

一部分が引用されて居るに過ぎず、政事要略が允亮の著述として殘存する唯一のものである。しかし本書も本朝書籍目錄に百三十卷とありながら、今は僅かに二十六卷存して居るにすぎない^①。政事要略の卷廿六、即ち年中行事十一月の條に、

舊事本記云。天照大神以_二天狹田_一爲_二御田_一。亦御田有_三三處_一。號曰_二天安田_一。天平田。天邑并田。並皆良田之處。雖_レ經_二霜旱_一而無_レ所_二損傷_一矣。

と。舊事紀の卷二、神祇本紀の一節を引いて居る。政事要略は卷二十六に、「今上正曆四年十一月一日云々」と記述があるから、一條天皇の御代に撰述されたことは明瞭である。

本朝月令は惟宗公方の撰で、政事要略の著者允亮の祖父に當る。此の本朝月令の四月朔日の條に、

同日松尾祭事。先代舊事本紀云。

と、舊事紀卷四、地神本紀の一節を載せて居る。本書を著した公方は、醍醐天皇・朱雀天皇・村上天皇・冷泉天皇の四代に仕へ、明法博士となり、その足跡は擧げて言

ふべき程のものがあり、公方の履歴から押して、本朝月令はその晩年、村上天皇の頃とすれば、それより時代の下ることはあるまい。

斯くの如く述べて、舊事紀の成立年代を本書から時代的に想像すると、本朝月令を 村上天皇の時のものとして、
も、醍醐天皇の延喜の時より約四十年位しか経過して居らず、兎に角此の時代以前のものであることは斷言が出来ぬ。當時公方の地位は惟宗一門の當主として、また彼は當代に於ける學界の重鎮であり、下つて孫の允亮は大江匡房から「天下之一物也」と迄推獎せられ、^②學識を稱へられた人物である。尙公方の父に直本があり、令集解を著はし、惟宗氏は律令學者を輩出せしめた名門である。各時代を代表する此等學者が、延喜年間を僅かに下る頃、已に舊事紀を重用したことは注意せねばならぬ。

註① 政事要略の考證に關しては、和田博士の本朝書籍目錄考證及び國書解題を参照した。政事要略は史籍集覽・日本經濟大典、新訂増補國史大系に收めらる。

② 續本朝往生傳參照。

五 令集解の舊事紀引用文に就いて

故和田英松博士は此の成立年代に關して、「令集解神祇官の條に、この書を古事記として引きたるを見れば、その頃までは、古事記とも記したるものあり。その舊事紀と定まりしは、これより以後のことならん」と、推定を下して居る。山本信哉博士も亦、和田博士と同様な見解で、

予の考按では、舊事本紀は、彼の偽書濫造を以て有名であつた延暦大同の交よりも較々後に出來たもので、即ち嵯峨天皇の弘仁十四年以後、陽成天皇の元慶七年以前、凡そ五十餘年の間に偽作したものであらうと想ふ。^①

と舊事紀の偽作時期を推定して居る。此の研究も令集解を引合に出しての研究である。このやうに兩博士の證據出典とされる令集解は、前にも一言した如く、本朝月令を著した公方の父、直本の撰書で、兩博士の指摘されて居る記述は、卷二、神祇官の鎮魂祭の註の一節、即ち

朱云、鎮魂、謂神祇令仲冬寅日、鎮魂祭者是、問、

鎮魂祭何神、答、神祇官式云、鎮魂祭神八座、神魂、高御魂、生魂、足魂、魂留魂、大宮女、御膳魂、辭代主、問、稱布利之由、答、古事記云、饒速日命、降自天時、天神授瑞寶十種、息津鏡一、部津鏡一、八握劍一、生玉一、足玉一、死反玉一、道反玉一、蛇比禮一、蜂比禮一、品品物比禮一、教導若痛處者、令茲十寶一、三四五六七八九十云而、布瑠部由良由良止布瑠部如此爲也者、死人反生矣。

右の文中「古事記云」以下を指して居るのであり、成程こゝに古事記と云ふものの以下の文章は舊事紀の卷三、天神本紀の一節と大體同文であり、斯かる十種神寶傳は現在の記紀、其他には發見出來ない一節である。それ故に令集解の「古事記云」の引用文を以て舊事紀の文と解釋し、當時已に舊事紀の存在を認めようとするのは一見尤ものやうであるが、尙研究しなければならぬ餘地がある。

令集解に引載した書物は夥しい數に昇るが、割合漢籍が多く、和書は比較的に少い。その和書のうちで日本書

紀の名は見えるが、古事記と書かれて居るのは、右の一箇所止まり、此の文章も亦我々の知る眞福寺本系統の古事記に、全く現れて居らぬ記事とすれば、所謂古事記に異本存在説や、偽書説などの問題を提出する一資料となるかも知れぬ。しかし令集解の「古事記云」をそのまゝ、舊事紀の文の引用とも、當時、或は此の本に於て舊事紀を古事記と混同したり、誤記したと云ふ説には同意し得ない。それは令集解の此の文章と、現存の舊事紀の文章とに相當な差異を發見するからである。長年書寫されて居る間に誤寫を生んだとしても、このやうに相異して居る儘を、直に同文とか、同書とかと判斷するのは危険である。それでは二種の傳來本が存在するかと云へるか、左様でもない。

嘗て後勳氏が雜誌文學に、此の問題に論及せられ、氏の知己よりの報告によれば、前田家本其他の古寫本に『古事穴云』とあつて、『古事記』とない^③と發表された。そも／＼令集解には多數の漢籍圖書が引用されて居て、その中に「生云」・「決云」・「朱云」・「貞云」・「跡云」・「先云」・

「伊云」などと俱に、「穴云」の文字が屢々見えて居る。「穴云」と云ふ讀方に従つて問題の文を綴れば、「古事穴云」となり、「答フ、古事ナリ。穴云」と讀むことになる。依つて、和田・山本兩博士の研究は疑問を生じてくるのである。「穴云」の穴氏に關しては、姓氏錄に歸化人の一氏として見えるが、穴氏の業績、その他に關しては詳しくはわかつて居らぬ。

新訂増補國史大系に收められた政事要略の卷廿六、「中寅鎮魂祭事」に引かれた「集解云」には、「答。古事記云」となつて居る。依つて、今度は前に擧げた後勳氏の説が否定されなければならぬかとの疑問に到達する。東京帝國大學圖書館所藏の「作之館文庫印」の有する政事要略は矢張り「答古事記」となつて居る。同じく大學所藏の「花廬家文庫」本は、其の奥書に、^④

天保六歲次乙未六月以著者檢校塙保己一藏本令謄寫
加一校畢 藤原朝臣廣前

と記した寫本である。尙此の奥書を持つ同系統で、しかも紀伊古學館本、即ち南葵文庫本が同様に大學圖書館の

貴重本となつて居る。今先の「花廼家文庫」に依つて問題の處を見ると、「答古事穴云備速日命云々」と記して居る。従つて此の本の親本に當る南紀文庫本も、その底本たる瑠保已一所藏本も「穴云」となつて居らうことは間違ひなからう。斯くして國史大系本の古事記も「作之館文庫」本のそれも誤りと云はねばならぬ。依つて兩博士の説も否定されねばならぬ。

令集解の最古の寫本には内閣所藏の金澤文庫本、又神習文庫所藏にかゝはる金澤文庫の摸寫が保存されて居るが、茲に後者の神習文庫本を調査するに、流布本と相當に記述に相違する點のあることが發見出来る。今假に便宜上神習文庫本を金澤本とし、他を流布本と略稱して、金澤本の卷二、職員令の鎮魂祭の註記に注意すると、流布本に記す此の本と相違する文字を、朱筆を以て各行の間に傍書して居る。金澤本と流布本との鎮魂祭の註記は、「答古事穴云」の文の前迄は全く同文であるが、金澤本には「答古事穴云」以下の註記は全然缺けて此の記述がない。流布本に今日見えるやうな註記は、金澤本の註記よ

り相當長い文となつて居る。

斯様にして金澤本令集解の職員令、鎮魂祭の註記に、「答古事穴云」以下の引用文の記述が全く缺けて居るのを知る。それ故に現在一般に我々の知る令集解は、金澤本成立以後に於いて改削されたものかとも考へられる。兎に角政事要略に「集解云」として、「答古事穴云」の文句が引用されて居る以上、相當に古く改削されたものである。尙金澤本の關係箇所の各行間の朱筆、即ち流布本に見える註記は、古事記となく、古事穴となつて居る。それ故に令集解が改削されたものでなく、又初めから金澤本・流布本の二種の本が存在して居たとしても、「穴」との確證がある以上、從來の「古事記」即ち「舊事紀」説は否定されねばならぬ。尙栗田寛博士の「物部氏纂記」の此の關係事項は矢張り否定されねばならぬ。

註① 本朝書籍目録考證の舊事本紀の解説。

② 本邦史學論叢上卷所收の「古語拾遺の史的價值と其の後世に及ぼせる影響」。

③ 昭和七年三月號の「古事記・舊事本紀歌經様式に就て」

④ 帝國大學本の調査は國民精神文化研究所の田中久夫氏に御苦勞を願ひ、氏から貴重な資料を教示下された。尙神宮本文庫本は岡田米夫氏の教示を頂いた。

六 結 論

以上述べたやうに、舊事紀は我が國の史學・思想・神道史上に於いて、古事記・日本書紀と共に、最も重要な位置を占めるものであることは更に贅言を要しまい。しかしながら此の論文の初めに一言したやうに、舊事紀が上宮太子撰とした序文とは全く相違した後世の偽撰である故を以て、今日なほ學界からは記紀に比較して、餘りに顧みられるところがない。

承平年間に於ける日本書紀講書の頃から、舊事紀は古事記よりは、寧ろ以上に尊重せられて、平安時代から鎌倉、吉野時代以後江戸時代の中頃まで、我が國の最古の史書として、記紀と俱に極めて重要性を有してゐた。此の舊事紀の成立時代に關しては、從來令集解の引用文、十種神寶に關する古事記文を指摘して、十種神寶の文章

が舊事紀以外に記されて居ない故に、古事記は舊事紀の誤りで、令集解編纂當時は舊事紀は古事記と誤つて記され、又は混同されて考へて居たものであらうと從來は解釋してゐたが、先に述べた如く古事記は古事穴の間違ひ、即ち誤寫であり、更に金澤本の紹介によつて、令集解の十種神寶に關する引用文を以てする、舊事紀成立の研究は否定された譯である。

釋日本紀の卷一、「開講」に引用された日本書紀私記、即ち所謂丁本から、又公望私記は延喜講書（太田氏の元慶講書と見て居る研究に従へば、更に公望私記は二十年前に溯る）以後のものでないことは明らかであるから、舊事紀は延喜講書の頃に於いては、已に一部の學界に相當流布して、使用されて居たものと思はれる。これを裏書するものとして、延喜年間を三、四十年迄は下らない著述と考へる惟宗公方の本朝月令に、舊事紀が使用されて居るのは、醍醐天皇の延喜講書前後の頃、舊事紀が流布したことを想像せしめる。延喜講書から三十三年を經過した承平講書の講師は、舊事紀を本朝史書の始めとし

て、最大の敬意を表して居る。釋日本紀の著書は、此の説を卷一の「開題」に採用して居るのである。

故に、舊事紀の成立は大同年間(古語拾遺編纂)以後、延喜時代以前に溯るもので、此の期間に成立したものであることは間違ひない。

餘言に渡るが、後世舊事紀が十卷でなく、三十卷であるとの説が流布され、太平記の卷六「正成天王寺未來記披見事」に三十卷とあることから、尙賛同する者もあるやうであるが、これは先に引いた日本書紀私記丁本に、「先代舊事本紀十卷」と明瞭にされて居るのを以て、三十卷説は誤りである。又橘守部の舊事紀直日の如く、舊事紀は本文と序文とは別なもので、序文は後人の改削との説もあるが、右の丁本に序文が已に引用されて居るから、若し序文が後のものとしても承平講書以前と見ねばならぬ(宮地博士所藏の守部書入舊事紀は、以上のやうな著眼から序文のみが引破られて居る)。恐らく序文のみの僞撰説も否定せねばなるまい。

本研究に當り、國民精神文化研究所の植松茂氏より色

々と教授を受け、又同所の萩原龍夫氏より受けた好意に對して厚く感謝の意を表する。